

ものづくり企業人材確保支援事業 Q & A

< 申 請 >

Q 1 何回でも申請できますか。

- A 1 本助成事業は、同一年度内（4月から翌年3月末までを一つの年度として扱う）につき申請は1回までかつ1回の申請につき1人分の採用経費のみを対象とすることができます。
翌年度に別件に対してご申請いただくことは問題ございません。

Q 2 申請するタイミングはいつですか。

- A 2 従業員の採用と紹介手数料の支払が申請年度内に行われている必要があります。
特に年始め（1月～3月）に採用を行い、4月以降に人材紹介会社の手数料の支払いや区役所への申請を行ってしまった場合、年度をまたいでいるため助成対象外となりますのでご注意ください。
申請の流れについては、「助成金申請手続きの流れ」も併せてご覧ください。

Q 3 申請はいつまでに行えばよいですか

- A 3 令和8年2月27日です。3月でも申請をお受けできる場合がありますが、区役所の助成金決定手続きも年度内に完了する必要があるため、令和8年3月1日以降にご申請を検討の場合は必ずその旨を申請締め切り日（令和8年2月27日）までにご連絡ください。事前のご連絡がない場合、年度内に申請をいただいても助成金の決定手続きが間に合わず支給が行えない場合があります。

< 対象事業・経費 >

Q 4 人材紹介会社を利用せず、自社で直接採用場合に要した経費は、助成対象になりますか。

- A 4 本助成事業は、人材紹介会社を利用し、自社の従業員として正規に採用した場合に要した人材紹介手数料に係る経費と認められるものに限定しています。

Q 5 助成対象経費として認めてもらうために特に留意することはありますか。

- A 5 当該正規採用者に対する人材紹介手数料だと明確にわかる請求書や契約書等である必要があります。請求書や契約書等の書面上から読み取れない場合は助成対象外となります。依頼先となる事業者へ事前に確認をお願いします。なお、一度発行した助成金交付決定通知の金額の増額は認めていません。

Q 6 消費税は対象になりますか

A 6 消費税を含む間接経費（振込手数料、通信費、光熱費等）は対象外です。

Q 7 求人広告掲載利用料は助成対象経費になりますか。

A 7 求人広告掲載を目的とした経費は対象となりません。本助成事業は、人材紹介手数料に係る経費を対象としています。

Q 8 本助成事業で採用した者が、採用後間もなく退職し人材紹介会社から返還金等が支払われたが助成対象経費になりますか。

A 8 人材紹介会社との間で取り決められている返還金の発生する期間内に、当該採用者が退職（解雇、退任等を含む）したときは、速やかに区へ報告してください。この退職により、申請者が人材紹介会社から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち助成金相当額（全部もしくは一部）の返還を命ずることがあります。

Q 9 人材紹介会社を利用したものの採用した者は代表の親族です。本助成金の対象になりますか。

A 9 申請事業者の役員等（取締役、監査役、執行役員、顧問等）の三親等以内の親族を採用する場合は対象外となります。

< その他 >

Q 10 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。

A 10 本助成事業は、江戸川区内の製造業における中小企業が、人材確保を目的とした事業を行うに当たり、必要な経費の一部を江戸川区ものづくり企業人材確保支援事業助成金として交付することにより、経営の安定化や事業の拡大等を図り、もって区内製造業の活性化を推進することを目的としています。

Q 11 人材紹介会社は、どこに依頼すれば良いですか。

A 11 依頼先となる事業者の紹介は行っておりません。事業者の選定及び依頼は、人材紹介実績などを確認のうえ慎重に実施してください。

Q 12 助成対象事業（申請者における新たな正規採用に係る事業）が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 12 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（令和 8 年 3 月 31 日まで）に完了し、同期間内に実績報告書の提出が必要となります。なお、「完了」とは助成対象期間内に助成対象事業（主に新たな採用及び依頼先への支払い）が終了しており、請求書及び領収書等の領収されたことがわかる書類が確認できる状態となります。

採用見込みの状態ではご申請を受け付けることはできません。

Q 13 支払いが助成対象期間内に間に合いません。支払予定経費も対象経費とし

て計上できませんか。

A13 助成対象期間内に領収書等領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。(依頼先の事情であっても同様です。)

Q14 クレジットカードで支払った場合の提出書類を教えてください。

A14 利用明細が分かる資料の提出が必要となります。(分割払いの場合は上記助成対象期間内に全額支払われていることがわかる利用明細の提出が必要です。)

Q15 手形や小切手での支払いは可能ですか。

A15 認められません。

(令和7年4月1日)